

制定 平成14年 1月25日 近運旅二公示第17号  
改正 平成15年 5月30日 近運自二公示第37号  
改正 平成21年10月 1日 近運自二公示第45号

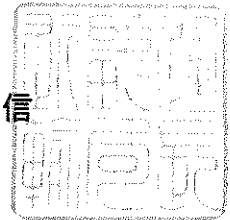
## 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の  
道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定による地域について

道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定による地域（タクシー及びハイヤーの  
別を指定する地域）を下記のとおり指定したので公示する。

平成21年10月1日

近畿運輸局長 原 喜信



記

### 1. 地域

大阪府	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏
京都府	京都市域交通圏
兵庫県	神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏、東播磨交通圏